

平成26年2月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成26年2月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年2月6日（木） 午後3時開議
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第31号 平成26年度教育行政運営方針について  
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第33号 市川市立小中学校通学区域審議会への諮問について  
議案第34号 「第四次市川市生涯学習推進計画」策定方針について
  - 6 報告第14号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について  
報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議に関する臨時代理の報告について  
報告第16号 市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第17号 平成25年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第18号 平成26年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
  - 7 その他
  - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第31号 平成26年度教育行政運営方針について  
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第33号 市川市立小中学校通学区域審議会への諮問について  
議案第34号 「第四次市川市生涯学習推進計画」策定方針について  
報告第14号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について

報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議  
に関する臨時代理の報告について

報告第16号 市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理  
に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第17号 平成25年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育  
費に係る部分）に関する臨時代理の報告について

報告第18号 平成26年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）  
に関する臨時代理の報告について

- 2 その他（1）平成25年度市川市児童・生徒学習賞表彰式について  
（2）ローゼンハイム市生徒受入事業について  
（3）給食費の改定について  
（4）平成25年度新成人の集いの開催結果について  
（5）道免き谷津遺跡と周辺の縄文遺跡郡について

5 出席委員 宇田川 進  
五十□ □美子  
小林 正貫  
平田 信江  
田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

#### 7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川	幸次	教育総務部長	津吹	一法
学校教育部長	藤間	博之	生涯学習部長	萩原	洋
教育総務部次長	高坂	哲	学校教育部次長	赤石	欣弥
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
人事・福利担当室長	竹中	秀成	就学支援課長	伊藤	三郎
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	新田	司
学校安全安心対策担当室長	井上	栄	指導課長	平山	健次
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	山元	幸惠
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	山田	修一
社会教育課長	秋本	賢一	中央図書館長	松本	雅貴
考古博物館長	堀切	公雄			

#### 8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越	英明
〃	主 幹	福田	修

〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由美子	
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 査	吉成	悟
〃	主 査	中俣	智文

## ○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、委員長、内田委員、小林委員を指名いたします。次に議案に入ります。あらかじめ、お諮りします。本日の議事のうち、議案第31号 平成26年度教育行政運営方針について、報告第16号 市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について、報告第17号 平成25年度市川市一般会計補正予算に関する臨時代理の報告について、報告第18号 平成26年度市川市一般会計予算に関する臨時代理の報告についてでございますが、議案及び報告の内容が、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、法第13条第6項ただし書きの規定に基づき、議事を公開しないこととしてよろしいかお諮りします。ご異議はございませんか。

## ○ 他の委員

異議なし。

## ○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、これらの議事につきましては、2月市議会定例会の告示後に議事録を公開いたします。次に議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

## ○ 就学支援課長

はじめに、奨学生選考委員会の概要について触れさせていただきます。学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として奨学資金を支給しておりますが、教育委員会の諮問機関といたしまして市川市奨学生選考委員会を設置し、奨学生の選考についてご審議いただいているところでございます。それでは、資料2ページと3ページをご覧ください。委員の構成につきましては、市川市奨学資金条例施行規則第12条により、第1号委員：私立学校関係者1名、第2号委員：公立高等学校関係者1名、第3号委員：市立中学校関係者1名、第4号委員：PTA連絡協議会関係者1名、第5号委員：民生委員児童委員協議会関係者2名、第6号委員：学識経験者2名と規定されております。また、委員の任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第2項の規定により2年でございまして、平成25年11月30日をもって満了

いたしました。そこで、平成25年11月の定例教育委員会におきまして、第5号委員を除く委員の委嘱について議案を提出し、議決をいただきましたが、第5号委員につきましては、民生委員児童委員の改選が平成25年12月1日実施であり、執行部体制が決定していなかったことから、民生委員児童委員協議会より、委員候補者の推薦をいただくことが困難でございました。この度、執行部体制が整いましたことから、小黒 孝子氏、橋本 雅子氏2名の委員候補者の推薦をいただいたところでございます。なお、任期につきましては、議決をいただいた日より2年を予定しております。以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第33号 市川市立小中学校通学区審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

議事日程、4ページから7ページをお願いいたします。市川市立塩浜小・中学校を小中一貫校とするにあたり、塩浜小学校と塩浜中学校の通学区域の取り扱い、及び指定学校変更の受け入れにつきまして、市川市立小中学校通学区審議会へ諮問することにつきまして、提案をさせていただくものでございます。提案理由でございますが、塩浜小学校と塩浜中学校を平成27年度から小中一貫校に移行するに当たり、小学校と中学校の通学区域の違いへの対応が必要となっております。このことにつきましては、平成23年度の答申の中で、通学距離、安全等の面から、「塩浜小学校・塩浜中学校の小規模校化に伴う課題解決に向けて有効ではない」という答申をいただいております。その中で、小規模校ならではの特色ある学校づくり、敷地が隣接しているという利点を活かした新しい教育活動を工夫すること。さらに、そのための支援を教育委員会に要望されておきまして、両校において小中一貫教育を推進することにつきましても、この答申を受けたものでございます。そこで、諮問の一点目は、小中一貫校に移行することを踏まえて、「南行徳3丁目・4丁目・塩浜2丁目については、塩浜小学校を選択可能な地域」とすることについて、市川市立小中学校通学区審議会に諮問するものでございます。また、二点目といたしましては、小中一貫校という市川市としての新しい試みでありますことから、平等性という観点から、塩浜地域に限らず通学区域外からの指定学校変更の受け入れについて、扱いを緩和するものでござい

す。指定学校の変更につきましては、校区が隣接していることを条件の一つとしておりますが、公共交通機関等の利用も考慮したうえで、行徳地域からの受け入れをしたいというように考えております。このような取組によって、小中一貫校となる両校の教育活動が活性化するために有効であるかどうか、市川市立小中学校通学区域審議会に諮問するものでございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

私は今、南行徳4丁目に自分の仕事場も住所もここなのですが、3丁目、4丁目の児童の方が、その親御さんの判断で塩浜小を選んでもいいという事になり、さらに行徳地区で塩浜小に、小中一貫でそこへ通学させたいという親御さんがいるかどうかということですが、ちょっと塩浜小学校というのは、塩浜団地の中で隔離されたような所で、確か児童が1学年15名とか20名前後の状況ですので、市としては、南行徳3丁目、4丁目のある程度の学童が通学してくれれば、小中一貫教育として、非常に実りがあるものになると思いますけれども、私の感触としては、そんなにそういう方針を取っても、親御さんが果たしてこちらを選ぶという事があまり期待できないような気がするのですけれども、その辺で何かお考えがあったり、そちらに行っていくような腹案というか考えはあるのでしょうか。

○ 義務教育課長

27年度開校の塩浜小中学校の内容に関わってくる所でございますけれども、まずこの後大きく打ち出していきたいのは、9年間つなぐ教育、その中で理数教育、これにまず力を入れて、時数を増やしつつ、学力を向上させます、これを大きく前面に出して、実際にそれを進めていく中で、確かに塩浜小中学校は魅力のある学校だと周りが認めて、保護者の方、地域の方も認めない限り、児童生徒数が増えて行く事は無いと思っておりますので、それが教育委員会と学校側と保護者、地域の協力の中で、魅力ある学校にしていくという事がこれから生徒数が増えるかどうかという事にかかっているかと思えます。その事を先まで考えた上で、通学区域の変更を視野に入れていく必要があるだろうという事で提案をさせていただいております。以上でございます。

○ 小林委員

わかりました。理数教育について力を特に入れるというふうな事は、もちろん住民の方にしっかりとアピールはこれからされる訳ですか。

○ 義務教育課長

12月14日に塩浜小中一貫校設置検討委員会というのを開きました。今週の土曜日に2回目の検討委員会を開きます。その中で明らかになってきた大体

明確になってきた事について、2月22日の土曜日に保護者、地域の方、これは塩浜小中だけでなく、中学校の学区が隣接するという事を考えて、富美浜、新井、福栄小学校にも情報提供して、今こういう風に考えていますよ、という事でご意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。

○ 小林委員

わかりました。よくわかりましたけれども、これは時間をかけて実績を作っていくって段々そういうふうな生徒が集まるという事が期待される訳ですね。ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

他に。

○ 五十口委員

塩浜3、4丁目をはさんで、塩浜2丁目と南行徳3、4丁目の現在は学区は富美浜小学校ですか。通学区域は。

○ 義務教育課長

ただいまのご質問ですけれども、塩浜3、4丁目は塩浜小学校の学区。塩浜2丁目は南新浜小学校の学区でございます。ただしここは児童はおりません。工場地帯になりますので、南新浜小学校に通っている児童の数は、現在0でございます。南行徳3、4丁目につきましては、富美浜小学校の学区でございます。人数につきましては、7ページ目資料の下の方に入れさせていただきました。以上でございます。

○ 五十口委員

それでは、富美浜小学校等はどんなふうにもその問題を捉えて、学区である南行徳3、4丁目は富美浜小学区ですよ。その辺は保護者とか学校は、柔軟な学校選択という事に対して、何て考えていらっしゃるのでしょうか。

○ 義務教育課長

今日、定例教育委員会の方で提案をさせていただいて、その後、小中学校の通学区域審議会の方に正式に諮問をしないうちにですね、地域に投げかける訳にはいかないの、実際に諮問をしたその後、保護者や地域の意見を聞きながらいこうという考えですが、学区を完全に変更したいという事ではないので、柔軟に取り扱いますよ、選択可能にしますよ、という事ですので、それに対して、異論が出るという事はないのかなと思っております。以上でございます。

○ 五十口委員

ありがとうございました。

○ 平田委員



富美浜小自体の学校の規模は現在どれくらいですか。

○ 義務教育課長

富美浜小学校の現在の児童数は、834名でございます。その内のこちらに示させていただいたように6年生は30名程が南行徳3、4丁目に住んでいるという状況です。以上でございます。

○ 平田委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。それでは議案第33号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第34号 第四次市川市生涯学習推進計画策定方針についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

資料の8ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「市川市生涯学習振興指針」に基づき、平成27年度以降の本市における生涯学習の推進のための施策に関する基本的な計画を策定するにあたり、その方針を定める必要がある。」というものでございます。それでは説明に入らせていただきます。今回の議案につきましては、前回の定例教育委員会等で評価につきまして、意見を頂戴いたしまして、若干の修正をさせていただいたものでございます。この第四次生涯学習推進計画につきましては、市川市総合計画第二次基本計画の中に、「生きがいを見いだし、いきいきとした生涯学習社会をつくる」というものがございます。また、市川市教育振興基本計画の中におきましても、「生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する」というのがございます。それらの計画に基づきまして、生涯学習関連事業を体系的に網羅したもので、それを具現化したものということが、「市川市生涯学習推進計画」でございます。合わせまして、昨年6月に閣議決定されました「第2期教育振興基本計画」の中にも、生涯学習につきまして、「人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことのできる生涯学習社会を構築する必要がある。」という理念がございまして、これらの理念を含めまして、次期の第四次に網羅していきたいというふうに思っております。続きまして、10ページをお願いいたします。次期計画の概要といたしましては、おおむね現行計画を基礎といたしますが、成果目標につきまして

は、設定数の見直しを行いまして、縮減に努め、目標値につきましても、市川市教育振興基本計画に倣いまして、最終年度について設定するような形を作りたいと思います。計画の期間につきましては、平成27年度から平成31年度の5ヵ年となっております。策定体制につきましては、定例教育委員会で、案につきまして議決をいただきまして、その議決に基づきまして、社会教育委員会議に諮問を行いまして、意見をいただいてまとめていくというような形になっております。策定の委員会といたしましては、第四次市川市生涯学習推進計画策定検討委員会を設けまして、全庁的に各課の職員を集めて、組織作りを行いたいと思っております。事務局については生涯学習振興課がやることになっております。市民参加といたしましては、案がまとまった段階でパブリックコメントをおこないます。策定期間は、平成27年3月までとなります。つぎに、11ページをお願いいたします。主な策定スケジュールといたしまして、今回の定例教育委員会で策定方針の決定をいただいた後に、来週に予定しております社会教育委員会議で、報告を行いたいと思いません。本格的な案の策定につきましては、来年度から策定検討委員会を組織いたしまして、案の作成を行いまして、その案を定例教育委員会に諮って議決をいただきまして、社会教育委員会議の意見をいただく形で、最終的には来年の2月に承認をいただく計画で進めていきたいと思っております。続きまして12ページ、13ページをお願いいたします。生涯学習推進の方向という事で、ここにつきましては、まだこれから案をまとめるという段階なので、あくまでも案という事でご理解をいただけるかと思いません。前回の勉強会におきまして、家庭なり学校なり地域の位置づけというお話がありまして、13ページの右の基本施策の下から5番目ですね、家庭・学校・地域の連携の充実ということで、家庭・学校・地域の役割をそれぞれ位置づけるという形で修正を行わせていただきました。今回の議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十口委員

12ページの生涯学習推進の方向、まだ案というところで、新たに課題を2つ設定したという「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」「学び合い、支え合い、高め合う環境づくり」この二つを5年間の重点課題とするのですか。

○ 生涯学習振興課長

先ほど申しましたように、ここはあくまでも例示という形で、お示しさせていただきますまして、今後、来年度当初から検討委員会を設けまして、例えば

施策の方向とか、基本施策とか、具現化の手立て、この辺の案件が出てきてから、検討させていただくのですけれども、一応今の段階で重点課題という事で、やはり、多様化・高度化する今後の学習ニーズへどう対応するか、後、家庭、学校、地域の役割がますますその連携というのが重要になってくると思いますので、その辺で、「学び合い、支え合い、高め合う環境づくり」という事で重点課題ということで、今回二つ挙げさせていただきました。今後、先ほども申しましたように、今後の施策の基本政策に依りまして、この文言につきましては検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○ **宇田川委員長**

他に。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **宇田川委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第14号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について及び報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議に関する臨時代理の報告については、両件とも協議に関連するものですので、一括して報告の説明を求めます。

○ **人事・福利担当室長**

議事日程の15ページ以下をご覧ください。本報告を含めまして、本日ご説明いたします「臨時代理の報告」につきましては、いずれも、2月市議会定例会への議案提出前に市長と協議等を行う必要があったものでございます。つきましては、「会議を招集する暇のないときは、教育委員会は、教育委員会の権限に属する事項の処理について、教育長をして臨時に代理させる」旨を規定しております市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理させていただいたところでございます。本日は、同規則第2条第3項に「教育長は、臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議にその旨を報告しなければならない」と規定されておりますことから、臨時代理のご報告をさせていただくものでございます。それでは、順次ご説明いたします前に、表題にもございます地方自治法に基づく「委任」及び「補助執行」の用語の意義について、簡単にご説明させていただきたいと存じます。まず、事務の「委任」でございますが、事務の執行権限を委譲するものでございまして、例えば、市長の権限に属する事務を教育委員会に委任した場合、教育委員会がその名のもとに市長の権限に属する事務を執行するものでございます。この委任に対しまして、事務の「補助執行」は、事

務の執行権限を委譲することなく他の執行機関の職員に事務を処理させるものでございまして、例えば、市長の権限に属する事務を教育委員会の職員に補助執行させた場合には、その職員は教育委員会の職員の身分を有したまま、市長の名のもとに市長の事務を執行するものです。したがって、「委任」及び「補助執行」は、只今の例に沿って説明いたしますと、教育委員会の職員が市長の権限に属する事務を執行するところにおいて同じですが、事務の執行権限が教育委員会に委譲されているか否かの相違があるものでございます。それでは、「報告第14号 市川市長の権限に属する事務の委任の協議に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。議事日程の16ページをご覧ください。平成26年1月30日、只今ご覧いただいております文書をもちまして、市長から、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務の委任につきまして、協議の申し入れがございました。「1」の記載でございますが、「委任を解除する市長の権限に属する事務」について、記載されております。まず、平成24年8月に成立し、公布されました「子ども・子育て関連3法」により、平成27年4月1日に、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されることを踏まえまして、本市は、新たな施設型給付事務等を一元的に実施するため、担当部局を段階的に市長部局に一元化し、円滑な事務の実施が可能な体制を整備する予定でございます。そこで、現在、市長の委任を受け、教育委員会が執行しておりますところの、私立幼稚園等に係る補助に関する事務、市立幼稚園保育料の賦課徴収に関する事務を市長部局に移管いたしますことから、市長は、教育委員会に対するそれら2つの事務の委任を解除するとしてございます。さらに、林間施設であります菅平高原いちかわ村を廃止する「市川市林間施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」が平成26年4月1日に施行されるところでございます。これに伴いまして、現在、市長から委任を受け、教育委員会が執行しております林間施設の管理に関する事務も存在しなくなるところでございます。したがって、市長は、教育委員会に対する林間施設の管理に関する事務の委任を解除するとしてございます。次に、「2」の記載でございますが、こちらは、委任を解除する日及び委任の解除に伴う経過措置について、記載されております。只今ご説明いたしました委任を解除する日を、事務の移管及び廃止条例の施行期日である平成26年4月1日としてございます。また、林間施設の管理に関する事務の委任解除に併せまして、当分の間、林間施設に勤務する生涯学習部の職員に残務整理をさせる必要がございますことから、市長は、当該職員に、林間施設として使用していた財産の管理に関する事務を補助執行させることができるとしてございます。それでは、本件協議の申し入れに対する対応でございます。

議事日程の17ページ及び18ページをご覧ください。市長と協議いたしました結果、本件協議の申し入れを拒む特段の理由もなく、承諾することが適当でありましたことから、平成26年2月3日に、17ページにございます文書を持ちまして、本件協議の申し入れのとおり承諾し、同日に、18ページにございますとおり、「市川市長の事務の委任に関する合意書」を市長と締結させていただいたところでございます。続きまして、「報告第15号 市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行の協議に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議事日程の20ページをご覧ください。平成26年1月28日、只今ご覧いただいております文書を持ちまして、市長に対し、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の補助執行について、協議の申し入れをいたしました。「1」の記載でございますが、補助執行させる「教育委員会の権限に属する事務」及び「職員」について、記載してございます。先ほどご説明させていただきましたとおり、「子ども・子育て関連3法」に対応するため、担当部局を段階的に市長部局に一元化する予定でございます。そこで、現在、教育委員会が執行しております「市川市立幼稚園への幼児の入園、休園、復園及び退園に関する事務」につきましても、市長部局に移管する必要がございますことから、その事務を市長部局のこども部の職員に補助執行させることとしてございます。次に「2」の記載でございますが、こちらは、補助執行を開始する日について、記載してございます。只今ご説明いたしました補助執行を開始する日を、事務を移管する平成26年4月1日としてございます。それでは、本件協議の申し入れに対する市長の対応でございます。議事日程の21ページ及び22ページをご覧ください。市長と協議いたしました結果、平成26年2月3日に、21ページにございます文書を持ちまして、本件協議の申し入れのとおり、市長の承諾がございましたことから、同日に、22ページにございますとおり、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する合意書」を市長と締結させていただいたところでございます。以上、報告第14号及び第15号につきまして、ご説明をさせていただきました。なお、只今ご説明いたしました協議の結果に基づきまして、今後、幼稚園に関する事務の移管及び林間施設の廃止に伴う事務分掌の整理など、教育委員会規則及び訓令の一部改正等を行う必要がございます。その改正等につきましましては、地方自治法第222条第2項の規定によりまして、議会において予算が可決されませんと行うことができませんことから、予算可決後の3月下旬に行わせていただくこととなります。あらかじめ、ご承知おきいただければと思います。ご説明は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、報告第14号及び報告第15号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成25年度市川市児童生徒学習賞表彰式についてを説明をお願いします。

○ 指導課長

議事日程の26ページをお願いいたします。この学習賞は、市川市内の小・中・特別支援学校の教育活動の成果として、全国規模・関東規模・全県規模の行事に参加し、優秀な成績を収めた児童・生徒を表彰し、本市教育活動の振興に寄与することを目的としております。今年度は、個人受賞者16件、団体受賞者14件の合計30件の受賞となりました。30件のうち、学芸面が3件、スポーツ面が27件、また、公立学校の受賞が22件、私立学校の受賞が8件となっております。今年度も、全国規模の大会での活躍が、水泳や体操競技などで4件ございました。これらのはえある受賞は、周囲のさまざまな人たちに支えられ、子どもたち一人ひとりが日々たゆまぬ努力をしてきたことが、実を結んだものと考えております。表彰式は、市議会2月定例会の初日であります2月17日(月)に市川市議会議場において行われ、大久保博市長から直接表彰していただくことになっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)ローゼンハイム市生徒受入事業についてを説明をお願いします。

○ 指導課長

議事日程27ページをお願いいたします。今年度のドイツ生徒の受入は、当初、昨年10月26日から11月5日までを予定しておりましたが、経由地から日本へ行く飛行機の機材がトラブルによりまして、日本への渡航を断念せざるを得ない状況になりました。しかし、ドイツ生徒たちの来日への思いは強く、本市といたしましても何とか希望に副えるよう準備をいたしました結果、この度、2月1日に、生徒14名と引率教諭2名が来日の運びとなりました。事前に各家庭に受け入れの確認をいたしましたところ、受験時期とも重なりました。中学3年生のご家庭で、受け入れができないというご家庭もいらっしゃいました。そこで、校長会等のご協力もいただきながら調整いたしました結果、1家庭で2名の生徒を受け入れていただける家庭も2家庭出るなど、多大なご協力をいただき、全員の受け入れが確定したという状況でございます。日本の家庭に滞在しながら、中学校へ通学し日本の授業を体験、また、昨日はホストチューデントと一緒に江戸東京博物館と浅草方面を訪れました。明日は副市長・教育長への表敬訪問、ならびに市内視察、そして、9日には、市役所で送る会を開催後、成田空港から帰国する予定でございます。本来はこうした状況でありましたが、本日受入れ家庭の女子中学生が1名、発熱で早退したとの連絡が入りました。まだインフルエンザとの判定は出ておりませんが、念のため、受け入れいただいております2名のドイツ生

徒をホテルの方に宿泊してもらうよう手配をしております。明日以降、当該生徒の体調によりまして、対応を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○ **宇田川委員長**

ありがとうございました。次に（3）給食費の改定についてを説明をお願いします。

○ **保健体育課長**

議事日程の28ページをご覧ください。給食費の改定についてご説明申し上げます。学校給食の1食当りの単価は、平成10年度より据え置かれ、16年間給食費の値上げをせず、学校現場では食材の安価購入や調理の工夫を重ねてまいりました。また、市川市といたしましては、平成20年度の原油価格の高騰等に伴う食材費高騰の影響に対しまして、平成21年度から2年間、給食費の値上げを一時的に回避することとした「学校給食費安定化食材購入緊急措置事業」を導入し、平成23年度からは、「学校給食費負担軽減事業」を新たに立ち上げ、給食費の値上げを回避してまいりました。しかしながら、平成26年4月より実施される消費税率が引き上げられますことから、市川市学校給食会の算定委員会により29ページの6の通り、次年度の給食費の算定額が提示されたところでございます。本市の財政状況、消費税率引き上げに対する市の考え方等を踏まえますと、給食費及び市負担額の双方で消費税率引き上げ分を負担することが望ましいと判断をさせていただいたところでございます。なお、改定額につきましては、1食あたり、小学校では253円から260円に、7円の値上げでございます。中学校につきましては、300円から309円に、9円の値上げでございます。幼稚園につきましては、240円から247円に、7円の値上げでございます。以上でございます。

○ **宇田川委員長**

ありがとうございました。次に（4）平成25年度新成人の集いの開催結果についてを説明をお願いします。

○ **社会教育課長**

議事日程の30ページ、31ページをお願いいたします。新成人の集いに関しましては、平成26年1月12日、日曜日に開催をいたしました。開催時間としましては、こちらが想定した以上に集まりが早かったので、10分早く9時50分、開場いたしまして、会場閉鎖は13時になります。式典の時間につきましては11時から、これも10分延長の12時40分となっております。その他、参加者には記念品として、多機能ボールペンを配付いたしております。次に集計結果でございます。まず、新成人の受付者数は、対象者4,009人に対しまして、男性1,261人、女性1,304人、合計受付者数は2,565人、パーセンテージにしますと63.9%で、昨年度に比べまして、人数にしては71名の増となっております。続きまして、来賓につきましては、89名の方に案内状を送付

いたしましたところ、71名の方にご出席をいただきました。催事につきましては、各会場では、大ホール式典会場の1階・2階とも満席で、後部は立ち見の状態となり、また式典の模様の中継を行っている小ホールも例年以上の賑わいを見せ座席の7割は埋まる状況となりました。式典の内容や流れにつきましては、今回は市制施行80周年のスライドショーを入れるなど、前年と多少の変更はございましたが、特段の問題もなく進行したものと考えております。成人式実行委員会による企画映像につきましても、「煌（きらめき）咲かせる花（ゆめ）」をテーマとして、今年度は自分達の思いをより多く伝えたいということから、当日に生ナレーションという形で行いました。その他、実行委員会代表の挨拶につきましては、男性1名、女性1名が行いましたが、特に女性の挨拶につきましては、成人式が終わってから、テレビ放送がされた後で、大変いい挨拶だった、ぜひ孫の方にこの内容をプレゼントしたいので、テキスト、ペーパーでくれないか、といった問合せもございました。この他、ホワイエでは、記念写真撮影コーナー、「JCNいちかわ」による、新成人が小学校入学時に撮影された「わくわく1年生」が放送されました。次に、地下1階のビデオレター会場では、懐かしい先生達のビデオを観賞する新成人で開場から閉館直前まで、賑いを見せておりました。今年度はどの位来たのか、集計を取っております。延べ1,850の方が懐かしい先生のビデオを見に来ていただいております。最後に、平成27年度の「新成人の集い」開催日でございますが、日曜開催となりまして、今回で5年目が終了いたしました。既に対象者にも定着したものと考えております。次年度につきましても、平成27年1月11日、日曜日に開催をする形で今後検討を進めていきたいと考えております。報告は以上でございます。

○ **宇田川委員長**

ありがとうございました。次に（5）道免き谷津遺跡と周辺の縄文遺跡群についてを説明をお願いします。

○ **考古博物館長**

議事日程の最後のページ、32ページをお願いいたします。その前にお手元にお配りしてあります、この地図をご覧くださいませでしょうか。道免き谷津というのはどこにあるのかといいますと、ちょうど考古博物館の南側にあります。道免き谷津というあまり聞いたことのないような名前なんですけれども、そもそもが当て字だそうです。道免きというのは「どよめき」という意味で、谷津の所にどよめくような水が沸いていたというような事から、道免き谷津というふうに言われております。そしてその字を充てたのが、この字だそうです。これまで外環道路の工事に併せまして、この地図の通り、各遺跡で発掘作業を県の方が行っておりますが、私共の考古博物館は、これまで3回、速報展として、館内に展示させていただきました。一番最初は、稲荷作遺跡、2回目は、真ん中の方にあります、北下遺跡、そして今回の道免



き谷津遺跡です。そこから出てきた遺物を第1回目は、ちょうど今年の今頃、稲荷作遺跡をやらせていただきました。昨年のは、北下遺跡。現在は、道免き谷津から出てきたものを展示しております。それに併せまして、「道免き谷津遺跡と周辺の縄文遺跡群について」の講演会を3月2日の日曜日に開催する予定でございます。講師は、千葉県教育庁文化財課の蜂屋さん、そして、道免き谷津を取り巻く縄文遺跡群として、私共の考古博物館の学芸員の領塚という者が講演する予定でございます。ご説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。何かございますか。

○ 小林委員

私は先日行われました「新成人の集い」で、率直に感じたことをこの教育委員会でお話しさせていただきたいと思っておりまして、今、申し上げます。私は初めて、教育委員になって参加したので、きっと成人式というのは、荒れた時期があつて、教育委員会の方、非常に苦勞されて、やっとここまで、落ち着きを取り戻してきたのではないかと思つて、想像していたのですが、実際に文化会館の中に私服警官が7名配置するとか、教育委員会の方が舞台の前で新成人の方を向いて、何か起こりはしないかという事を非常に警戒されていたのですが、私はやはり新成人のお祝いの席ではありますが、何かそのサプライズという、清水良太郎さんという歌手がメインであつたように自分には思つて、もう少し、新成人が受け入れられるような方で、人生の色々な経験とかこれからこうなつてほしいとか、そういう言葉とか、お話があつてしかるべきではないかなと思つたのです。私はあれから色々ネット調べたり、それから色々とお聞きした所、例えば東京のある所では、東京オリンピックを招致するために非常に活躍されたパラリンピックの選手だつた佐藤さんという方とのトークショーを成人式でやつたとか、各地区でそういうふうな色々お話とかトークショーとかをやつていらっしゃる市、それから新成人になるという事で非常に責任があるんだという事で、年金の話とか、選挙の話とか、そういうふうな物もある程度考へて、全て実行委員会にお任せになつた訳ではないと思つても、その辺を仕掛けが必要ではなかつたかと思つたのです。ただあれだと芸能ショーのような感じも後半とか少し、それはちょっと言い過ぎかもしれませんが、感じました。それから記念品のボールペンというの、あそこに名前が入つてるとか何かもう少し記念に残るようなものであつて欲しいなと率直に感じました。それからもう一つ、非常に出席率が良くて4千何名かの対象者のうち、6割5分位の出席があつた訳ですが、出席されなかつた方に対しての何かメッセージの伝達のようなものは、されるのでしょうか。もう少し、成人式に来て良い話が聞けたとか、そういう風なことが、非常に長くなると落ち着かなくなつて、騒ぎ出すということも可能性としてはあるのですけれども、そういうも

のも欲しかったなと思うのですが、いかがでしょう。

○ **社会教育課長**

3点のご意見をいただきました。まず、サプライズ企画につきましては、平成20年度から実施しております。5年6年が経過しておりますので、そろそろ見直しの時期に来ていると思ひまして、来年度にあたっては、検討してまいりたいと思っております。成人式というのは、新成人が大人になったことを自覚するきっかけづくりという目的がありますので、われわれ成人の立場から新成人を迎えるメッセージを流してもいいのではないかと考えております。2点目のボールペンにつきましては、予算の制約がありますが、いただいたご意見を参考にして検討してまいります。3点目の欠席者についてどのような対応をしているかということで、成人式の開催内容や結果につきましては、社会教育課のホームページの中でお知らせしております。そういった形で周知をしております。また、先ほどご説明した新成人の代表者の挨拶もホームページに掲載しようかと、代表者2名が挨拶しましたが、現在確認を取っているところです。以上でございます。

○ **小林委員**

ありがとうございます。ぜひ来年は今おっしゃったことを活かして、少しそういうお話であり、ビデオレターであり、新成人がその人の話なら聞けるというビデオレターを見るとか、そういうことが取り入れていただけたらと思います。

○ **宇田川委員長**

ありがとうございます。ほかに。よろしいでしょうか。このあと、議事を非公開といたしますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

【傍聴者退席】

○ **教育政策課長**

委員長、会議の再開をお願いいたします。

○ **宇田川委員長**

会議を再開いたします。議案第31号 平成26年度教育行政運営方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○ **教育政策課長**

別紙資料をご覧ください。まず、今回、教育行政運営方針を策定することといたしました理由でございます。現在、毎年2月に開会いたします2月市議会定例会におきまして、市長は、当初予算案の提出に当たり、新年度の市政運営に向けた所信を表明する「施政方針」の演説を行っております。この施政方針に関連いたしまして、昨年4月1日に、市議会議長から市長に対し、「2月市議会定例会において、現行の市長からの施政方針に加え、教育長からも教育行政にかかわる執行方針を行っていただきたい」旨の要請がございました。この要請に対し、市長は、近隣市の松戸市、我孫子市や、政令市の

さいたま市などにおいて、教育長が教育行政にかかわる執行方針の演説を行っておりますことを考慮し、市議会議長に「2月定例会において、教育長が教育行政にかかわる執行方針を申し述べる」旨を回答しております。したがって、今後、毎年、2月市議会定例会におきまして、これまでの市長による「施政方針」に加え、教育長が教育委員会を代表して「教育行政運営方針」の演説を行うこととなりましたことから、その演説に当たり、教育行政運営方針を定める必要があるものでございます。続きまして、「平成26年度教育行政運営方針（案）」についてご説明をいたします。添付の資料をご覧くださいと思います。まず、全体構成でございますが、市長の施政方針の構成に準じまして、①はじめに、②教育行政運営の基本方針、③重要な施策、④まとめの構成となっております。そのうち、「重要な施策」につきましては、第2期教育振興基本計画における3つの施策の基本的な方向に区分いたしております。続きまして、記載内容でございますが、「はじめに」につきましては、第2期教育振興基本計画を策定し、これまでに引き続き、基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の具現化を図る旨を記載しております。2点目の「教育行政運営の基本方針」につきましては、第1期教育振興基本計画期間中の社会変化、特に、東日本大震災から得られた教訓を次世代に引き継ぐことを記載いたしました上で、児童・生徒の学習環境の充実、家庭・学校・地域・行政の連携、生涯学習の推進について記載しております。「重要な施策」につきましては、基本方針に沿って、主に、平成26年度当初予算の新規・拡大事業を中心に記載しております。具体的に申し上げますと、「子どもの姿」の部分につきましては、学力向上といたしまして、「校内塾・まなびクラブの新設」を、また、体力向上といたしまして、「ヘルシースクール推進事業の継続」、「体育授業の充実」、「休み時間の外遊びの推進」、「地域のスポーツ指導者や大学との連携」を、記載しております。「家庭・学校・地域の姿」におきましては、「家庭教育学級の充実」、「学校支援コーディネータの充実」に加え、学校間の連携といたしまして、「小中一貫校の実現」、「中高一貫教育の推進」を、記載しております。また、「市川の教育の姿」におきましては、学校校舎等の耐震化、いじめ問題への対応の強化といたしまして、「学校いじめ防止基本方針の策定」、「いじめ防止等対策組織の設置」、「学校支援実践講座の開催」を、記載しております。また、生涯学習の推進といたしまして、「生涯学習推進計画の策定」、「生涯学習機会の充実」を、記載しております。「まとめ」につきましては、近年の教育改革の論議に伴う教育課題に主体的に取り組むとともに、生涯学習社会の構築を着実に進める旨を記載しております。運営方針案の概要は、以上でございます。最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、本議案をご審議いただき、議決いただきました教育行政運営方針を2月市議会定例会の告示日、2月10日の予定でございますが、この時点で議員をはじめと

する議会関係者に配布させていただきます。その後、2月市議会定例会の開  
会日、予定では2月17日でございますが、教育長が教育委員会を代表いたし  
まして、教育行政運営方針に基づき演説をさせていただくこととなります。  
以上、平成26年度教育行政運営方針につきましてご説明をさせていただきます  
ました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

今度、小中一貫校が初めてできると伺いましたけれども、この運営方針で  
も一貫校化を進めていくということですし、さらに中学校高等学校について  
もそういう方向で検討していくということですが、これは質問なので  
すけれども、小中一貫校が塩浜にできるので、これを踏まえて、教育課程の  
再編成はもちろん、今の学習指導要領その他あると思うのですけれども、小  
学校、中学校と今、分断されているのが通常なのです。これを一貫校にしま  
すと、かなり柔軟にカリキュラム編成その他ができるのですか。そういうこ  
とをやらないといけないですよ。もう1点は、ちょっと古いけど申し訳な  
いのですが、一貫校化というのは、例えば中高の一貫校、私の出身校は両国  
高校なのですけれども、両国中学と一貫校なのです。というようなことで  
割と行われていますし、私学でもそういうのが多いのですけれども、ここ  
で言われている一貫校化へのきっかけというのは、人数が、生徒の数が少  
なくなっているせいですか。これは言い方が難しいのかもしれませんが、  
それがきっかけになっているのでしょうか。あるいは他の目的、要因がある  
のでしょうか。この2点をお願いします。

○ 義務教育課長

まず1点目の学習指導の内容についてですけれども、学習指導要領の内容  
を踏まえ、これは基本でありますけれども、学習指導要領の内容を踏まえた  
上で、9年間を通して、どこにどういう重点を置くか、今まで小中で言葉は  
悪いですが、分断されて学習していたものを9年間を見通すことができ  
ますので、その他については、学習指導要領を踏まえた上で、柔軟に取り  
扱うということは可能であります。それが1点目でございます。2点目の小  
中一貫を進めてきたということについては、まず、今、内田委員のお話にあ  
ったように塩浜については、生徒数の減少というのが一つあります。どう活  
性化するかということも一つございますけれども、全国的に見て、小中一貫、  
中高一貫が先に来ていますけれども、小中一貫の方も100校以上取り組んで  
いるという中で、市川でやるにはどこが1番効果があるかと考えた時に、敷  
地が隣接している塩浜小中が1番効果的にできるかと、他の中学校区にお  
いても小中連携というのは市川市はずっと続けておりますので、塩浜小中一貫  
校での成果で、他の学校区の小中連携に活かせるものは活かしていく、その

ためのモデルということで、考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。他に。

○ 五十口委員

基本方針の中の1点目の児童・生徒の学校環境の充実というところで、学力や体力の向上を踏まえて、子どもの姿の中にも同じように学力体力向上が必要であるということが書かれているのですけれども、もう一つ、心の方の人の関わる心、豊かな心とか、これは文字にすると、わかりにくく問題なのだろうと思うのですけれども、その辺は前から言われている、いじめとかそういうところにも関連し、思いやりのある子を育てていこうという何かそのようなことも、網羅しなくてもいいのかななんて思ったのですけれど。

○ 小林委員

きっと議員の方から、攻めの姿勢というのを主体的に取り組むということに関しては、ご質問が出るのではないかと思うのですけれども、確かに受けの姿勢というのは、色々いじめとか起こった時に、何とかしよう、こうしようというのではなくて、もっとこういうふうに教育委員会は、色々なことに対して速やかに、起こった時ではなくて、そういうことが起こらないように色々やっているんだというそんなことじゃないかなと思ったのですが、具体的にどのようなことを考えて、この文章をお入れになったのか、ご説明願いたいと思います。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。攻めの姿勢はどんなことですか、と質問が出るのではないかということで、委員会で一応聞いておいた方がいいのではないかと、こういうことなのですね。

○ 指導課長

五十口委員のおっしゃったご意見でございますが、おっしゃったことは当然でございますが、全ての教育の前提になっているのは、豊かな心だと思っております。ですが、ここに全てを網羅するのはまた難しい面もございますので、特徴的なものについて記載されていると捉えておりますので、おっしゃったことは教育の基盤だと考えております。

○ 教育政策課長

まず、いじめの方は指導課長が申し上げた通りだと思います。今回の方針につきましては、冒頭でございますように平成26年度の重要な取り組みということで、ご理解をいただければと思います。最後のまとめの部分の攻めの姿勢というところでございますけれども、これは小林委員がおっしゃった通りで、所謂言い換えれば、能動的に取り組んでいくとそういう意味合いで捉えていただければと思います。具体的に申し上げますと、前の行に出ておりますけれども、学力向上、こちらの部分も「まなびくらぶ」とか新規事業

を打ち出して取り組んでいくと、また教育委員会制度改革というのがございます。これはもう既に新聞等で皆さんご覧頂いているかと思うのですが、これは当然法律で決められますので、枠というのはどうしても決定されております。その枠を変えようということですが、枠は決められてきますので、その中で最も効果的な何ができるのだろうかということを考えてまいりたいとそういう意味合いでございます。以上でございます。

○ 小林委員

ありがとうございました。

○ 内田委員

この2ページにも出ているのですが、生涯学習っていうのが私はちょっと理解が足りないのですけれども、要するに我々大学でも色々と考えているのですけれども、一つに例えば具体的に例をあげれば、退職されて色々な社会、企業で経験して、大変な能力と経験をお持ちの方が、定年になって退職される、その方々が例えば市川市に在住の方、市川市に戻ってくるのですね、皆東京の会社で働いていて退職されて、市川市にたくさんそういう方がいらっしゃると思うのですけれども、要するに生涯学習というのは何かそういう人達を対象にするのですか。例えばそういう人たちがさらに新しいことを学びたいとか、そういうことに対する対応のようなニュアンスが強いのですけれども、我々から言うと、何て言いますかね、例えば福沢諭吉が半学半教と、半分学んで半分教えるという、つまり1年でも先に教わった人は次の人に教えると、つまり教えるということが、できるのですね、これが最大の多分、その人の学びにもなるのですね。ということをお我々大学も考えていますけれども、そういう経験を若い人達に教える、あるいは若い人達と一緒に議論をすると、正解はなかなか無いのですけれども、自分達の経験を踏まえてですね、若い人達と議論をするということは結局自分の勉強になるのですね、そういう視点が多分あまりこれにはないのだと、あるいはそれは別の仕組みでそうなっているのか、その辺を教えてくださいませんか。生涯学習の内容ですね、これの意図しているものとか。

○ 生涯学習振興課長

今、委員が言われました通り、これからの生涯学習というのは、単に学ぶだけではなく、学んだ成果を社会に還元、要は後進の方に自分が講師になって、今度は新たに受講者に教えることができることで、循環機能が非常に大事だと思います。それもありますし、委員の言われました通り、社会で色々お仕事をされていて、蓄積された知識を公民館何なりの講師という形で還元する、そういった面もございます。要は学んだことを自分で蓄積するだけではなくて、それを社会に還元していく、要は循環していくという意味で、今回の生涯学習の推進ということで、あげさせていただきました。以上でございます。

○ 内田委員

ここの表現が、つまり私がさっき言ったような捉え方になってしまうのではないかと思うんですよね。ここでは循環型、確かに書かれているわけですが、それはわかったのですけれども、21世紀は知の循環型社会と言われますが、それぞれが生涯に渡って能動的に学び、多様な個性、能力を開花させること、これがもう少し具体的にそういうことを本当は書いて欲しい。これだといかにも自分が学ぶ、自分が能力を開花させると、それがその人の人生を豊かにするんだと、で、社会全体に成熟をもたらす。ここの伝え方を明確に書いた方がいいのではという気がします。余計なことかもしれませんが。

○ 生涯学習振興課長

その辺の点も踏まえまして、結びの最後の所で、そして以降ですが、そして市民ひとりひとりが生涯に渡って学び続け、その成果を社会に活かすことができるような生涯学習社会の構築を一個一個着実にしてまいりたいということで、その辺の考えは一応ここで書かせていただいております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。よろしいでしょうか。議案第31号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告第16号 市川市行政条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

23ページをお願いいたします。報告第16号 市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告についてご説明いたします。市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、平成26年2月議会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見聴取がありました。しかしながら、市川市教育委員会議に諮る時間がないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきますので、市川市教育委員会事務委任規則第2条第3項の規定により、ご報告をさせていただきます。平成24年8月に成立・公布された「こども・子育て3法」により、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることを踏まえ、教育委員会が所管している

市川市立幼稚園に係る業務の一部である、市長からの教育委員会に委任された市川市立幼稚園の保育料に係る事務（滞納分も含む）を解除し、当該事務が平成26年4月から市長部局へ移管されることに伴い、当該条例の整備を行う必要があるため、当該条例を一部改正するものであります。具体的には、市川市行政組織条例及び市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第4条中「(以下「委員会」という。)を削り、同第7条中「委員会」を「市長」に、「一に」を「いずれかに」に改めます。第8条中「委員会」を「市長」に改めます。第10条中「別に委員会が」を「教育委員会規則又は規則で」に改めます。なお、本議案に当該条例の一部改正に係る決裁は、行財政改革推進課で起案しております。以上、ご報告させていただきます。

#### ○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第16号を終了いたします。次に報告第17号 平成25年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明をお願いいたします。

#### ○ 教育政策課長

議事日程の24ページをお願いいたします。このたび、本補正予算に関し、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、本補正予算には異議ないものとして、教育長が、臨時代理いたしましたので、ご報告申し上げます。それでは、別紙資料「平成25年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）」の1ページをご覧ください。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、主なものをご説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金は、4億722万1,000円の増額補正となっております。これは、（第2節）小学校費国庫補助金、（第3節）中学校費国庫補助金において、校舎の耐震補強工事、トイレ改修工事、校舎建替工事などを対象とした補助金である学校施設環境改善交付金につきまして、今年度の国の補正予算に基づき、平成26年度に計上する予定でありました、校舎の耐震補強工事、トイレ改修工事、また、すでに平成24年度から26年度までにおいて、継続費として計上している国分小学校建替及び第四中学校建替え工事費のうち、平成26年度の国庫補助対象分について、平成25年度へ前倒しを行い、歳出予算に計上することといたしました。この工事費の財源とするため、それぞれ小学校費国庫補助金として、2億8,024万7,000円、中学校費国庫補助金として、1億3,159万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第20款、第1項）市債でございます。こちらは10億1,810万円の増額補正となっております。これは、小学校、中学校の耐震補強改修工事、トイレ改修工事、校舎建替工事などに係る借入金で、国庫補助金においてご説明いたしました、「学校施設環境改善交付金」と同様に、国の補正予算に基づき、平成26年度に計



上する予定となっておりました、小・中学校の耐震補強工事、トイレ改修工事、継続費として計上しております建替工事費のうち、平成26年度の市債の対象分について、平成25年度に前倒ししたことにより、その工事費の財源として、小学校債で7億6,970万円、中学校債として、2億6,860万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。以上、歳入につきましては、合計で、14億2,286万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、今回の教育費に係る歳入の予算現額は39億2,719万6,000円となります。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出について、主なものをご説明いたします。まず、(第1項)教育総務費から(第7項)社会教育費までの、「給料・職員手当等・共済費」など、これらの人件費につきましては、いずれも減額補正となりますが、要因が共通しておりますので、一括してご説明をいたします。これらの人件費の減額補正の要因は、予算を編成した時点と実際の職員の配置人数の差や年度途中の職員の退職・育児休業などによりまして不用額が生じたことから、人件費合計で2億3,700万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、人件費以外の補正要因についてご説明をいたします。(第2項)小学校費、(第1目)学校管理費、(第15節)工事請負費のうち改修工事費について、ご説明いたします。これは、本年度の国の補正予算に基づき、平成26年度の当初予算に計上する予定となっておりました工事について、耐震補強工事費として、2億7,880万2,000円 トイレ改修工事費として、1億1,472万9,000円を本年度の補正予算に前倒しで計上をお願いするものでございます。なお、中学校費の工事請負費におきましても、同様の理由から、耐震補強改修工事費として、4,310万3,000円、トイレ改修工事費として、4,667万8,000円の増額補正をお願いしております。続きまして、(第2項)小学校費、(第3目)学校建設費、(第15節)工事請負費のうち新設工事費について、ご説明いたします。これにつきましても、(第1目)学校管理費の改修工事費と同様、国の補正予算に基づき、継続費で計上しております、国分小学校の建替工事費のうち、平成26年度の国庫補助対象分を、平成25年度に前倒しで執行することにより、6億8,900万円の増額補正をお願いするものでございます。3ページをお願いいたします。なお、中学校費の新設工事費につきましても、第4中学校校舎建替工事について、同様の理由から2億9,830万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第7項)社会教育費(第3目)公民館費について、ご説明をいたします。(第15節)工事請負費の改修工事費につきましては、平成24年度から25年度の継続費として計上しております、大野公民館のエレベーター改修工事費におきまして、工事完了に伴い、不用額が生じたため、大野公民館改修事業費本年度支出額で2,697万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。4ページをお願いいたします。以上、歳出につきましては、合計で、11億3,160万6,000円の増額補正をお願いする

ものでございます。なお、今回の補正により、教育費全体の予算現額は、151億8,050万9,000円となります。続きまして、「2. 継続費補正」について、ご説明をいたします。まず、国分小学校給食室・校舎建替事業及び第四中学校校舎建替事業につきましては、平成24年度から26年度までの継続費として計上している事業でございます。これらの事業につきましては、歳入歳出補正予算でも、ご説明しましたとおり、今年度の国の予算の補正により、平成26年度に執行する予定であった工事のうち、国庫補助対象分について、平成25年度に前倒しして執行することとなりました。このことにより、平成25年度の年割額を増額するとともに、平成26年度の年割額の減額補正をお願いするものでございます。なお、継続費総額についても、工事内容の一部見直し及び労務単価の増等により当初計上額を上回る見込みであるため、合わせて増額補正をお願いするものでございます。続きまして、「3. 繰越明許費補正」についてご説明をいたします。小学校費、中学校費いずれにつきましても、「1. 歳入歳出予算」でご説明したとおり、国の補正予算に基づき、平成26年度当初予算に計上する予定でありました、小中学校のトイレ改修工事及び耐震補強工事について、平成25年度に前倒しすることから、今回の2月補正予算で計上するとともに、平成26年度に繰り越して執行するため、繰越明許費として計上するものでございます。続きまして、「4. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。これは、平成23年度から、3億2,500万円の債務負担行為を設定し、現在指定管理として運営しております、市川駅南口図書館の指定管理料について、平成26年4月の消費税増税の影響により、限度額を超過する見込みとなりましたことから、消費税増税相当額について、追加として債務負担行為限度額を555万7,000円の増額をお願いするものでございます。最後になりますが、「5. 地方債補正」につきましては、「1. 歳入歳出補正予算」の歳入の（第20款）の市債を増額補正することに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である、10億6,330万円から、市債の補正額と同様の10億1,810万円増額の計22億5,810万円へ限度額の変更をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。なお、質疑につきましては、各担当課長より回答させていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第17号を終了いたします。次に報告第18号 平成26年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

報告の説明に入る前に、財政部から示されました、平成26年度の予算編成方針について、簡単にご説明申し上げます。本市の中期財政見通しは、平成

26年度の歳入では、市税全体で約7億円程度の増収になると推計しておりますが、一方の歳出においては、退職者の増により退職手当が増加する見込みであり、また生活保護費や障害者給付等においては依然として増加傾向にあります。さらに、庁舎整備事業や外環道路の建設進捗に伴う下水道整備など建設事業においても、急務な課題が山積しております。従いまして、今後の見通しについても、依然、厳しい財政運営が予想されるところでございます。このような状況におきまして、歳入にあたっては、国・県などの動向を的確に把握し、補助金等の財源確保に努めるほか、他の団体からの助成金等を獲得するなど、財源の創出に努めることとされております。一方、歳出にあたっては、平成25年度当初予算を上限とした予算要求を行うとした上で、事業費については、1件審査方式による、ゼロベースからの積み上げとするものの、平成24年度決算において、執行率が80%を下回る経費については、必要最小限の要求とするよう示されております。このような方針に基づき、教育委員会におきましても、平成26年度当初予算を編成したところでございます。それでは、報告の説明に移ります。議事日程の25ページをご覧ください。このたび、平成26年度当初予算のうち教育費に係る部分に関し、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、本予算には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告を申し上げます。それでは、恐れ入りますが、別紙資料「定例教育委員会平成26年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）」をご覧ください。では、はじめに、「1. 歳入歳出予算」の歳入からご説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。「平成26年度一般会計予算」の「教育費に係る部分」の歳入総額は、12億6,077万3,000円で、前年度の24億4,545万2,000円と比較しまして、11億8,467万9,000円の減となっております。この減額の主な理由につきまして、ご説明いたします。まず、(第12款) 使用料及び手数料、(第1項) 使用料、(第7目) 教育使用料において、平成26年度の事務の移管に伴い、公立幼稚園の保育料の徴収事務が市長部局のこども部に移管されることとなり、保育料の歳入もこども部へ組み替えを行ったことなどから、1億2,835万3,000円の減額となったものでございます。続きまして、(13款) 国庫支出金、(第2項) 国庫補助金、(第6目) 教育費国庫補助金において、平成24年度から26年度までの継続費として、国分小学校及び第四中学校の建替事業を計上しておりましたが、25年度の国の補正予算により、国庫補助金が増額されることとなりました。この財源を活用するため、平成26年度当初予算の歳入歳出予算に計上する予定となっております、国分小学校及び第四中学校の工事費のうち、国庫補助対象分について、25年度の2月補正予算に前倒しで計上することといたしました。これに伴い、その財源とする国庫補助金についても、同様に平成25年度に前倒しで計上することとしたことなどから、平成26年度の計上分が大幅に減となり、

(第6目)教育費国庫補助金としては、2億1,745万2,000円の減となったものでございます。続きまして、(20款)(第1項)市債、(第6目)教育債においても、国庫補助金と同様の理由により、平成26年度に計上する予定でありました、国分小学校建替事業及び第四中学校建替事業に係る市債について、平成25年度の2月補正で前倒し計上を行ったこと等により、8億3,310万円の減となったものでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。歳出につきましては、総額で、120億円で、前年度の139億1,600万円と比較いたしますと、19億1,600万円の減となっております。この減額の主な理由につきまして、ご説明いたします。

(第1項)教育総務費、(第2目)事務局費におきまして、平成26年度の事務の移管に伴い、私立幼稚園等の補助金の支給業務が市長部局のこども部に移管されることとなり、私立幼稚園等の補助金の歳出についても、こども部へ組み替えを行ったことなどから、6億9,403万9,000円の減となったものでございます。また、(第2項)小学校費、(第3目)学校建設費におきまして、歳入でもご説明いたしました、国分小学校建替事業において、国の補正予算に伴い、平成26年度の国庫補助対象工事を平成25年度の2月補正予算に前倒し計上を行ったことから、平成26年度の工事費が大幅減となり、7億5,846万8,000円の減となったものでございます。また、同様に、(第3項)中学校費、(第3目)学校建設費におきましても、第四中学校建替事業において、国の補正予算に伴い、平成26年度の国庫補助対象工事を平成25年度の2月補正予算に前倒し計上を行ったことから、平成26年度の工事費が大幅減となり、4億8,767万2,000円の減となったものでございます。このほか、(第7項)社会教育費、(第3目)公民館費におきまして、平成24年度から25年度の2カ年に渡って、継続費として、大野公民館のエレベーター等の改修工事を実施しておりましたが、この大規模改修工事が完了し、平成26年度については、公民館改修工事の規模が縮小となったことから、1億212万4,000円の減となったものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。

「2. 地方債」についてご説明いたします。これは、事業を実施する際に、負担の平準化、世代間の公平性等をふまえ、費用の一部を借り入れるに際して、歳入予算の教育債に係る借入の限度額や方法、利率、償還方法を定めて、議会の議決を得るものでございます。市債の借入れの限度額は、3億6,220万円となっており、借入予定の内訳としましては、小・中学校のトイレや耐震等の改修事業、校舎等の建替事業、史跡公有化事業、公民館の営繕事業に関するものでございます。続きまして、6ページをお願いいたします。平成26年度の主要事業の概要のうち、教育行政運用方針の重要施策に位置づけるものについてご説明いたします。はじめに、「3. 校内塾・まなびくらぶ事業」につきましては、退職教員及び大学生・地域の人材を活用することにより、放課後や長期休業中に、全小・中学校を対象として、算数・数学を中心

とした補習を行い、小中学生の学力向上を図るもので、平成26年度からの新規事業でございます。続きまして、8ページをお願いいたします。「9. 小学校・中学校・幼稚園耐震改修事業」につきましては、児童・生徒の安全確保と災害時に避難場所となる校舎の耐震補強改修工事を実施するものでございます。耐震補強工事につきましては、平成26年度の当初予算で計上する予定であったものを、25年度の2月補正予算に前倒して計上しており、平成26年度においては、主に非構造部材の調査委託料や設計委託料を計上しております。また、資料にはございませんが、小学校建替え事業を新規に実施いたします。これは、北方小学校の屋内運動場につきまして、今年度、耐震補強工事の設計に際し、現場調査を実施いたしましたところ、耐震補強工事以外にも、床や屋根の老朽化、周囲の地盤沈下に対する対策が必要であることが判明いたしました。そこで、耐震補強工事と建替えについて、経費、工期、学校運営への影響、敷地条件等について比較・検討を行った結果、さらに、社会状況、また、学校が災害時の避難拠点であることをふまえて、建替えるものとしたところでございます。事業予定といたしましては、平成26年度に設計業務委託、平成27年度に建替え工事、27年度末の完成を見込んでおります。続きまして、9ページをお願いいたします。「11. 体力向上推進事業」につきましては、児童生徒の体力向上を目指すことを目的として、地域指導者を活用し、部活動やそれに準ずる活動の充実を図るものでございます。続きまして、「12. ヘルシースクール推進事業」につきましては、「体力づくり」「望ましい生活リズムの確立」「食に関する指導の充実」「環境衛生の充実」の4つの柱を中心に、包括的な健康教育を推進するとともに、すこやか検診等の検査を行うほか、健康相談等を行うものでございます。続きまして、「13. 家庭教育学級運営事業」につきましては、公立幼稚園・小中特別支援学校の保護者を対象とした家庭教育学級を運営するもので、家庭の役割の重要性について学習する機会を提供していくものでございます。続きまして、10ページをお願いいたします。「14. 学校支援実践講座事業」につきましては、現在大きな社会問題となっている、学校における「いじめ」をテーマとした社会人権講座を、市民を対象として行い、受講者は小中学生との交流会で意見交換を行うことで、地域支援としての役割を担っていくものでございます。続きまして、11ページをお願いいたします。「18. 公民館主催講座活動事業」につきましては、健康・子育て支援・環境問題・国際化等、現代的課題に関する主催講座を開催し、学習機会の提供に積極的に取り組んでいくものでございます。また、各公民館での無線LAN設備を進めており、平成26年度には全館整備となる予定でございます。最後に12ページをお願いいたします。「19. 公民館営繕事業（環境改善事業）」につきましては、平成24年度から平成25年度の2ヵ年計画により、継続費で大野公民館のエレベーター設置等の大規模改修工事が完了し、平成26年度は予算額は減額と

なりますが、市民がより快適に利用できるよう、引き続き、計画的に公民館の改修工事を行ってまいります。以上、教育委員会に係る、平成26年度当初予算案の概要につきまして、ご説明させていただきました。なお、ご質問につきましては、各担当課長からお答えさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

3ページなのですけれども、この市債、地方債の利率が4.0%以内、これは借り換え、見直し後の利率ですよ。つまり今、金利が随分下がってきている、でも4.0%と予算上はそうなっております。4.0%というのは随分高いような気がしますね。私の大学で、この前20億円初めて借りたのですが、これは特別なことですけれども、1%を完全に割っています、固定でしかも。今、ご承知のように、10年もの国債は低いのですけれども、0.6%ですよ。利率はものすごく響きますのでね、僕は民間の市場しか見ていないのですけれども、民間市場といたしますか、私は大学の資金運用をやっているのですけれども、信じられない位に高い。これはどういうことなのでしょう。

○ 教育政策課長

まず、地方債のところで、利率は借入れの条件の限度を示しているものでございます。

○ 内田委員

実際はこれとは違うのですか。

○ 教育政策課長

はい。これを超えた利率での借入れは認められていないという条件設定でございます。もう1点といたしましては、この4.0という水準が妥当かどうかというところですが、今、内田委員がおっしゃったとおり、市場の利率からすれば若干高いものかと思うのですが、これは教育委員会だけではなくて、市全体で、財政部の方で調達する際の統一的な条件としておりますので、そういったところで、ご了解いただければと思います。以上でございます。

○ 内田委員

これは本当に私は信じられない。1%を全部割っていますよ、私の方で運用しているのは。今、調定金利もさらに下がると言われているでしょう。これはここでの主要なテーマではないかもしれない、別の部局なのでしょうけれども、これはいかにも異常です。きちんとした説明がなければね。

○ 宇田川委員長

ほかに。質疑がないようですので、報告第18号を終了いたします。以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。皆様から何かございますか。

○ 生涯学習振興課長

すみません、1点だけ報告ということで、皆様も新聞報道等でご存知かと

と思いますが、A4のこちらの資料の若干説明をさせていただきます。今、外環道路の建設に伴いまして、発掘調査を行ってまして、その中の雷下遺跡、場所につきましては先ほど博物館の方の地図の、ちょうど真ん中よりちょっと上に雷下遺跡、これは国分操作場の所なのですけれども、こちらの方から先日、約7,500年前、縄文時代の早期の丸木舟が発見されたという情報が入りました。写真を見てもわかりますとおり、舟の側面は残ってなくて、底の部分だと思います、大きさが約7.2m、幅が50cmということで、丸木舟は、全国で色々な所で発見されているのですが、今回発見された丸木舟につきましては、いつに作られたか調べて検証したところ、7,500年前ということで、全国で最も古い最古のものということがわかりました。この丸木舟につきましては、今はまだ土の中に埋まっているのですけれども、2月から3月にかけて取り出しまして、その後、保存作業というのが2年間位かかるらしいのですね、2年間位、要は薬材につけるのだと思うのですけれども、2年間位、保存作業をやってから、その後どうするかということになってくるかと思えます。これにつきましては、県の事業、発掘の主体が県ですので、県の方の今後どうするかということになってくるかと思えますので、また、今後につきましては、県の方と色々相談したいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして平成26年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後5時3分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

内田 茂男

委員

小林 正貫